

平成27年度 第2回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年5月20日（水）14時30分から14時55分まで

2、開催場所：西宮市役所東館701会議室

3、出席委員（15人）

| | | |
|---------|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 吉田 昭光 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 坂口 文孝 |
| 委員 | 3番 | 上向井 賢二 |
| | 4番 | 佐藤 みち子 |
| | 5番 | 岡田 義治 |
| | 6番 | 茶谷 勝視 |
| | 7番 | 大前 輝雄 |
| | 8番 | 松本 俊治 |
| | 9番 | 森畑 義明 |
| | 10番 | 奥村 幸弘 |
| | 11番 | 丸 幸良 |
| | 12番 | 松田 秀夫 |
| | 13番 | 二本松 義人 |
| | 14番 | 高田 孝 |
| | 15番 | 前田 豊 |

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第4号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

報告第6号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 増尾 尚之 |
| 係長 | 水田 正清 |
| 主査 | 吉田 順二 |

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、10番奥村委員と、11番丸委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【議案書朗読】

番号1については、主たる従事者である高津幸男氏が故障により、当該農地を維持することが困難になったものです。生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたり、農業委員会に対して被相続人が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。奥村委員お願いします。

奥村委員 議案第4号についてご説明いたします。上ヶ原五番町の申請農地は、添付の地図でお解かりいただけたと思いますが、県営上ヶ原鉄筋団地のすぐ東側のところにあります。農地は耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 無ければ、議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、証明書を交付することといたします。続きまして、これより報告案件に入ります。まず、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 【議案書朗読】
 当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 【議案書朗読】
 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりますので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 【議案書朗読】
 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりますので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第5号「農地法第18条第6号の規定に基づく解約等の通知の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 【議案書朗読】
 添付書類も含め、通知要件を完備しておりましたので、ご報告します

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第6号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 【議案書朗読】
 申請地は4月9日に現地調査をした結果、管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年100日農業従事しており、中心

的な存在的存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により証明書を交付しましたので、ご報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第7号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 【議案書朗読】

4月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので、会長専決にて証明書を交付しましたのでご報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上を持ちまして、本日予定いたしておりました、議案審議並びに報告案件はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

上記議事録を正当と認め署名す。

議 長

委 員

委 員